



チャレンジ!! 組合士



～ 組合の力をさらに伸ばすために! ～

(平成27年度中小企業組合検定試験「組合運営第3問より抜粋)

次に掲げた文章のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい(全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効解答とします)。

1. 一般に 商工組合を網羅的組合といい事業協同組合を同志的組合というが、事業協同組合においても実施的に網羅的組合として組織されている組合も存在する。
2. 事業協同組合は、組合員に対する直接奉仕の原則により運営されなければならないので、予算を考える時点で組合自体の利益目標を設定してはならない。
3. 企業組合は勤労者や主婦なども組合員として加入できるが、必ず1人以上は事業者が加入しなければならない。
4. 非出資の商工組合は共同購買事業などの経済事業を行うことができない。
5. 組合員数1,000人を超える共済事業を行う組合が、共済事業以外の事業を合わせて行うことは禁止されている。

解答は、10ページをご覧ください。

組合運営

ピンポイント

役員定数について

当中央会では、ホームページでも様々な情報を提供しています。ぜひ、ご利用ください。URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/> また、facebookもご覧ください。
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>

Question

中協法第35条第7項に「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない」となっていますが、

Q1:定数とは何を指しますか。

Q2:本組合の定款変更案では役員の数及び選任について「本組合の役員は理事25人以上30人以内、監事3人又は4人とする。」としてありますが、この場合上限の理事30人の3分の1つまり10人まで欠けても補充選挙しなくともよいと理解して良いですか？但し25人と下限を決めているのでこの場合は5人まで欠けて25人になっても補充選挙の必要はないですか。次に監事の場合上限4人の3分の1つまり1人を欠けても補充選挙の必要はないですか。

定数については従前は確定数をもって定めることとしたのですが、最近では役員の死亡等により欠員を生じた場合に、その都度選出することは、事実上不便を生じることが多く、実態にそぐわない点もあるので「何人以上何人以内」を定数としています。

A2:役員補充の場合における取扱いについては、中小企業庁では定款に記載した下限を基準とすることにして、説例の場合25人の3分の1以上、即ち9人が欠け16人になった場合に補充選挙の必要が生じてくることとなります。監事の場合も同様に下限の3人の3分の1以上が欠けた場合に補充義務が生ずることとなります。

Answer